

部長及び参事官

殿

所 属 長

交 指 発 第 112 号

平成28年 4 月 26 日

30年保存（口訓）

本 部 長

【沿革】令和2年11月30日交指発第241号、令和4年9月30日交指発第255号、令和5年3月14日交指発第77号

道路交通法の規定に基づく自動車の使用制限等に関する処分量定の
細目基準等の制定について（通達甲）

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の規定に基づく自動車の使用制限等に関する処分量定の細目基準等について「道路交通法の規定に基づく自動車の使用制限等に関する処分量定の細目基準等の制定について（例規）」（平成18年 6 月 26 日交指発第175号）を定めているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年 6 月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該処分量定の細目基準等について下記のとおり定め、平成28年 4 月 28 日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、車両の使用者及び自動車運転代行業者に対する放置違反金納付命令に基づく車両の使用制限については、別に定める。

記

- 1 道路交通法第75条第2項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準（別添1のとおり）
- 2 最高速度違反行為等に係る指示の運用基準及び当該指示に係る自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準（別添2のとおり）
- 3 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正に伴う交通指導取締り上の留意事項等（別添3のとおり）

別添 1

道路交通法第75条第2項の規定による自動車の使用制限に係る処分 量定の細目基準

第1 総則

1 目的

この細目基準は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第75条第2項及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第26条の6の規定による自動車の使用制限を行う場合における処分量定の細目基準を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この細目基準における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 下命・容認に係る使用制限

法第75条第2項の規定に基づき、公安委員会が自動車の使用者に対して、自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

(2) 処分対象行為

令第26条の6第1号及び第2号に規定する下命・容認に係る使用制限の処分基準に該当する場合における当該処分の事由となる自動車の使用者等の違反行為をいう。

(3) 処分事情

次に掲げる事情をいう。

ア 自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去1年以内に、法第117条の2第2項第1号若しくは第2号、法第117条の2の2第2項第1号から第3号まで、法第118条第2項第3号若しくは第4号、法第119条第2項第4号又は法第119条の2の4第2項の違反行為をした者であること。

イ 自動車の運転者がアの違反行為をし、当該違反行為により交通事故を起こして人を死亡させ、若しくは傷つけ、又は建造物を損壊したこと。

(4) 使用者等

自動車の使用者、安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者をいう。

(5) 処分前歴

自動車の使用者が、当該自動車の使用の本拠において使用する自動車の運転について、過去1年以内に、下命・容認に係る使用制限又は法第75条の2第1項に規定する指示に係る使用制限（以下「指示に係る使用制限」という。）若しくは同条第2項に規定する納付命令に係る使用制限（以下

「納付命令に係る使用制限」という。)を受けたことをいう。

3 期間の計算

- (1) 下命・容認に係る使用制限の処分期間は、当該処分が行われた日から起算し、期間の末日の終了をもって満了するものとする。
- (2) 令第26条の6第2号の表の下欄中「過去1年以内」の期間の計算は、処分対象行為をした日を起算日として計算するものとする。この場合において、処分前歴の計算は、その処分期間の始期が過去1年以内にあるものについて計算するものとする。

なお、1年は、365日とするものとする。

4 聴聞

下命・容認に係る使用制限は、自動車の使用者に対して直接に義務を課すものであり、不利益処分に当たる。したがって、下命・容認に係る使用制限を行おうとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、手続保障の観点から、法第75条第4項から第8項までの規定により、聴聞の手続をとることとされている。

5 下命・容認に係る使用制限の対象自動車

下命・容認に係る使用制限の対象となる自動車は、使用者が使用する自動車であり、かつ、下命・容認に係る使用制限の事由となる運転者の違反行為に用いられた自動車である。したがって、違反行為に用いられた自動車が滅失した場合、当該自動車の使用者が変更された場合等は、下命・容認に係る使用制限は行うことができない。

6 処分が競合する場合等における取扱い

- (1) 下命・容認に係る使用制限と指示に係る使用制限又は納付命令に係る使用制限とが競合する場合

同一の自動車に係る同一の違反行為について、下命・容認に係る使用制限の要件と指示に係る使用制限又は納付命令に係る使用制限の要件との両方を同時に満たすときは、軽減前の量定が最も重いこととなる要件に従って処分するものとする。

- (2) 処分中に当該処分に係る違反行為が行われた場合

下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限若しくは納付命令に係る使用制限の期間中であるにもかかわらず、当該処分に係る車両の使用者が当該処分に係る車両を運転者に運転させ、当該運転者が当該処分に係る違反行為をし、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限若しくは納付命令に係る使用制限の要件を満たすこととなった場合には、これ

らの規定による処分は、当初の使用制限の期間が満了した後に執行するものとする。

第2 下命・容認に係る使用制限の処分量定の細目基準

1 処分量定の基準

令第26条の6に規定する下命・容認に係る使用制限の処分基準に該当することとなった使用者に対する使用制限の処分期間の量定については、処分対象行為及び処分事情ごとに、その内容に応じてそれぞれの点数を付し、その合計点数を基礎として行うものとする。

2 処分対象行為等に付する基礎点数

(1) 処分対象行為に付する基礎点数

処分対象行為に付する基礎点数は、それぞれ別表第1の処分対象行為及び処分事情の違反行為に付する点数に定めるとおりとする。

(2) 処分事情に付する点数

ア 処分対象行為及び処分事情の違反行為に付する点数

処分事情のうち、第1の2(3)アに掲げる事情については、自動車の運転者が下命又は容認行為に係る違反行為を行った場合にのみ別表第1に定める点数を付するものとする。

イ 交通事故に付する点数

処分事情のうち、第1の2(3)イに掲げる事情については、別表第2の交通事故に付する点数に掲げる点数を付するものとする。

(3) 使用者等の違反行為の数え方

処分事情のうち、第1の2(3)アに掲げる使用者等の違反行為の数え方については、法第75条第1項における刑罰上の評価（包括一罪、併合罪等）にかかわらず、行政処分上の評価として使用者等の下命又は容認ごとに1回として数えるものとする（処分事情としての使用者等の違反行為を数える場合には、これに点数を付するか否かの観点を離れて評価すべきであり、使用者等が運転者に対して下命又は容認行為を行った事実があれば足り、必ずしも運転者が下命又は容認に係る行為を行うことを要しないことに留意する必要がある。）。

具体的な違反行為の数え方については、次の事項を参考とされたい。

ア 使用者等が、同時に数人の運転者に対して下命又は容認行為を行った場合には、数個の違反行為として数えるものとする。

イ 運転者に対して数回にわたる違反行為を一度の機会に下命した場合には、1回の行為として数え、その後、運転者が下命に係る違反行為を継続し、それを使用者等が容認した場合には、その容認行為が行われるご

とに1回として数えるものとする。

なお、運転者が下命に基づいて同一日に数回にわたる違反行為を行った場合には、時間、運行経路等に特段の事情がない限り、1回の違反として数えるものとする。

ウ 運転者に対して異なる数個の違反行為を同時に下命又は容認した場合には、数回の違反行為として数えるものとする。

3 処分量定の方法

(1) 点数計算の方法

処分量定の基準となる点数の計算方法は、2の(1)、(2)及び(3)に従い、処分対象行為及び処分事情ごとに付された点数を合計するものとする。

(2) 処分期間の量定

処分期間の量定は、(1)の合計点数及び処分前歴の回数に応じて行うものとし、その基準は別表第3に掲げるとおりとする。

4 処分量定に当たっての留意事項

(1) 政令で定める基準との関係

3の方法により処分量定を行った結果、処分期間が令第26条の6第1号及び第2号にそれぞれ処分対象行為ごとに区分して規定されている処分期間の上限を超える場合には、その上限をもって処分期間とすること。

(2) 処分の軽減等

ア 第1の2(3)アに掲げる処分事情についての点数の付与は、自動車の運転者の違反行為が現認されなかったものについては、処分対象行為が行われた日を起算日として過去1月以内に運転者の違反行為が行われたもののみについて、行うものとする。

イ 処分前歴がなく、かつ、法令違反のみに係る事案については、次に掲げる範囲内で処分量定を行うものとする。

(ア) 自動車1台当たりの処分期間は、令第26条の6第1号及び第2号に規定されている処分期間の上限の2分の1を超えないものとする。

(イ) 1事業所における処分台数は、当該処分時における稼働台数の20パーセント以下とする。ただし、稼働台数が10台未満の場合は、1台とする。

ウ 次のいずれかに該当する場合であって、当該事業所における安全運転管理に顕著な改善があると認められるときは、当該処分期間の2分の1を超えない範囲で処分期間を軽減することができるものとする。

なお、処分期間の軽減を行う場合には、違反行為の内容及び被処分者の危険性を慎重に検討した上で、社会的に相当と認められる範囲内で処

分を軽減すること。また、同一条件にある被処分者に対して不公平な取扱いにならないこと等について配慮すること。

(ア) 当該処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められる場合

(イ) 処分前歴がなく、かつ、被処分者の使用する自動車の台数が少ないため事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合

(ウ) その他情状酌量すべき事情がある場合

(3) 処分事情の評価

処分事情として評価される下命又は容認行為に係る自動車又は自動車の運転者は、当該下命・容認に係る使用制限に係る自動車又は自動車の運転者であることを要しない。

別表第1（第2関係）

処分対象行為及び処分事情の違反行為に付する点数

区 分		点 数
酒酔い運転 法第65条第1項の規定に違反して酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。）で運転する行為の下命又は容認行為をいう。		36点
麻薬等運転 法第66条第1項の規定に違反して麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261条）第32条の2に規定する物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転する行為の下命又は容認行為をいう。		36点
無免許運転 法第64条第1項の規定に違反する行為の下命又は容認行為をいう。		26点
無資格運転 法第85条第5項から第9項までの規定に違反する行為の下命又は容認行為をいう。		16点
酒気帯び運転 法第65条第1項の規定に違反して、身体に令第44条の3に定める程度以上のアルコールを保有する状態で運転する行為の下命又は容認行為をいう。		16点
過労運転 法第66条の規定に違反する行為の下命又は容認行為をいう（麻薬等運転に規定する行為を除く）。		16点
速度超過 法第22条第1項の規定に違反して、その最高速度を超える速度で運転する行為の下命又は容認行為をいう。		6点
放置駐車違反 法第44条第1項、第45条第1項若しくは第2項、第47条第2項若しくは第3項、第48条、第49条の3第3項又は第75条の8第1項の規定に違反する行為のうち、自動車を離れ直ちに運転することができない状態の行為に該当するもの又はその行為をした場合において自動車を離れ直ちに運転することができない状態にする行為の下命又は容認行為をいう。		6点
積載物重量制限超過 法第57条第1項の規定に違反し、積載物の重量の制限を超える積載をして運転する行為の下命又は容認行為をいう。	10割以上	6点
	5割以上10割未満	4点
	5割未満	2点
積載物大きさ制限超過 法第57条第1項の規定に違反し、積載物の大きさの制限を超える積載をして運転する行為の下命又は容認行為をいう。		2点
積載方法制限超過 法第57条第1項の規定に違反し、積載物の積載の方法の制限を超える積載をして運転する行為の下命又は容認行為をいう。		2点

別表第2（第2関係）

交通事故に付する点数

交通事故の種別	点 数
死亡事故	40点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	30点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日以上3月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	20点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	10点
建造物損壊事故	

備考

- 1 「死亡事故」とは、人の死亡の原因となった交通事故をいう。
- 2 「傷害事故」とは、他人を傷つける原因となった交通事故をいう。
- 3 「負傷者の治療期間」は、負傷者の数が2人以上である場合については、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間とする。
- 4 「後遺障害」とは、当該負傷者の負傷が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で、運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則（平成14年国家公安委員会規則第14号）第1条又は第2条に定める程度のものをいう。
- 5 「建造物損壊事故」とは、建造物の損壊の原因となった交通事故をいう。

別表第 3 （第 2 関係）

区分 点数	前歴なし	前歴 1 回	前歴 2 回	前歴 3 回 以 上
6 ～10点		20 日	40 日	60 日
11～15点	10 日	30 日	50 日	70 日
16～20点	20 日	40 日	60 日	80 日
21～25点	30 日	50 日	70 日	90 日
26～30点	40 日	60 日	80 日	100 日
31～35点	50 日	70 日	90 日	110 日
36～40点	60 日	80 日	100 日	120 日
41～45点	70 日	90 日	110 日	130 日
46～50点	80 日	100 日	120 日	140 日
51～55点	90 日	110 日	130 日	150 日
56～60点	100 日	120 日	140 日	160 日
61～65点	110 日	130 日	150 日	170 日
66点以上	120 日	140 日	160 日	180 日

別添 2

最高速度違反行為等に係る指示の運用基準及び当該指示に係る自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準

第1 総則

1 目的

この運用基準等は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第22条の2第1項、第58条の4又は第66条の2第1項（以下「最高速度違反行為等」という。）の規定による指示の運用基準及び当該指示に基づく法第75条の2第1項の規定による自動車（重被牽引車を含む。以下同じ。）の使用制限をする場合における処分量定の細目基準を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この基準における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 指示

最高速度違反行為等の規定による指示をいう。

(2) 指示に係る使用制限

法第75条の2第1項の規定に基づき、公安委員会が自動車の使用者に対して、自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

(3) 使用者等

自動車の使用者、安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者をいう。

(4) 点数の付与

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第26条の7第1項の規定により点数を付することをいう。

(5) 累計点数

令第26条の7第1項に規定する当該使用者の使用する当該指示に係る自動車に係る違反行為の累計点数をいう。

(6) 前歴の回数

令第26条の7第1項の表2の備考に規定する前歴の回数をいう。

3 指示に係る弁明の機会の付与

指示は、行政手続法（平成5年法律第88号）上の不利益処分に当たることから、同法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与の手続をとること。

なお、弁明の機会の付与に当たっては、予想される指示の内容を具体的に示すことにより、不利益処分の内容を明らかにすること。

4 聴聞

指示に係る使用制限は、自動車の使用者に対して直接に義務を課すものであり、不利益処分に当たる。したがって、指示に係る使用制限を行おうとするときは、行政手続法の区分によれば弁明の機会の付与を行うこととなるが、手続保障の観点から、法第75条の2第3項において準用する法第75条第4項から第8項までにより、聴聞の手続をとることとされている。

なお、聴聞手続の具体的運用については、法第75条第2項の規定による下命・容認に係る使用制限（以下「下命・容認に係る使用制限」という。）と同様に行うこととする。

5 指示に係る使用制限の対象自動車

指示に係る使用制限の対象となる自動車は、指示を受けた使用者が使用する自動車であり、かつ、指示に係る使用制限の事由となる運転者の違反行為に用いられた自動車である。したがって、違反行為に用いられた自動車が滅失した場合、当該自動車の使用者が変更された場合等は、指示に係る使用制限は行うことができない。

第2 最高速度違反行為に係る指示の運用基準等

1 指示の運用基準

- (1) 法第22条の2第1項に規定する最高速度違反行為（法第22条第1項に規定する最高速度を超えて車両を運転する行為）に係る指示は、当該車両の使用者の業務に関して最高速度違反行為が行われた場合において、次のアからオのいずれかの要件に該当し、かつ、

- 当該車両の運転者に対して最高速度違反行為を防止するための指導・監督又は交通安全教育が適切に行われていない。
- 当該車両による運行について、最高速度違反行為が行われていないかどうか的確に把握されていない。
- 当該車両に係る運行計画が最高速度違反行為の防止に留意したものとなっていない。
- 当該車両に係る運送に関する契約が最高速度違反行為の防止に十分に留意したものとなっていない。

など当該使用者が当該車両につき最高速度違反行為を防止するために必要な運行の管理を行っていると認められないときに限り行うものとする。

ア 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両について、当該車両の使用者の業務に関し過去1年以内に2回以上の最高速度違反行為が行われた場合における当該使用者であるとき。

イ 車両の使用者等が、当該運転者に対して、当該車両の使用者の業務に

関して当該最高速度違反行為をすることを命じ、若しくは当該運転者が当該車両の使用者の業務に関して最高速度違反行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合

ウ 車両の使用人等が、当該運転者に対して、当該車両の使用者の業務に関して最高速度違反行為をすることを誘発するような行為をしていた場合

エ 車両の使用人が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去１年以内に最高速度違反行為に係る指示を受けた者である場合

オ 車両の使用人が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去１年以内に下命・容認に係る使用制限（最高速度違反行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（最高速度違反行為に係るものに限る。）を受けた者である場合

(2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

ア (1)のアからオまでのいずれかに該当することとなる最高速度違反行為について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなる場合

イ (1)のアからオまでのいずれかに該当することとなる最高速度違反行為に係る車両が、過去１年以内に指示を受けた使用人の当該指示に係る車両である場合（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）

(3) 法第22条の2第1項に規定する「当該車両の使用人の業務に関し」とは、法第75条第1項と同様に、使用人の業務と関係なく車両が使用されていた場合を除くという意味である。したがって、当該車両の使用人以外の者が、たまたま私用でその自動車を使用し、最高速度違反行為を行った場合等は指示の対象とならない。

なお、交通事故に関して業務上過失致死傷罪を問う場合の「業務」とは運転者の運転行為を「業務」とするものであるのに対し、法第22条の2第1項の「業務」とは使用人の企業活動を「業務」とするものである。

2 指示の内容

指示の内容は、最高速度違反行為に係る車両の使用の態様に応じて、使用人が講ずべき措置をできるだけ具体的に示すように努めるものとする。

なお、指示の具体例は、別表第1の最高速度違反行為に係る指示の具体例のとおりである。

3 指示の方法

指示は、理由を付した文書を交付して行うものとする。

なお、指示書の様式は、「道路交通法の規定に基づく自動車の使用者又は自動車運転代行業者に対する自動車の使用制限及び指示並びに当該指示に係る自動車の使用制限に関する事務処理要綱の制定について（通達甲）」（平成28年4月26日交指発第113号）別記2の別記第11号様式（以下「指示書」という。）によるものとする。

4 留意事項

- (1) 指示に係る最高速度違反行為は、当該車両の使用者以外の運転者がしたものに限られること。
- (2) 指示に係る最高速度違反行為は、当該車両の使用者の業務に関して行われたものに限られること。
- (3) 指示の内容の確定に当たっては、使用者が最高速度違反行為を防止するために講じている措置の内容及び自動車の使用者の異同、使用の本拠の位置の異同、使用態様等を確認するとともに、必要に応じて、法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出を要求するなどにより疑問点の解明に努め、指示の内容が適正かつ効果的なものとなるように配慮すること。

第3 過積載運転行為に係る指示の運用基準等

1 指示の運用基準

- (1) 過積載運転行為（法第57条第1項に規定する「過積載」をして自動車を運転する行為）に係る指示は、過積載運転行為が行われ、当該運転者に法第58条の3第1項又は第2項の規定による命令（以下「措置命令」という。）がされた場合において、次のいずれかに該当しているときに限り行うものとする。

ア 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両について、過去1年以内に1回以上過積載運転行為が行われ、当該車両につき措置命令がされた場合における当該使用者であるとき。

イ 車両の使用者等が、当該運転者に当該過積載運転行為をすることを命じ、若しくは当該運転者が過積載運転行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合

ウ 車両の使用者等が、当該運転者に当該過積載運転行為をすることを誘発するような行為をしていた場合

エ 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に過積載運転行為に係る指示を受けた者である場合

オ 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去１年以内に下命・容認に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）を受けた者である場合

(2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

ア (1)のアからオまでのいずれかに該当することとなる過積載運転行為について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなる場合

イ (1)のアからオまでのいずれかに該当することとなる過積載運転行為に係る車両が、過去１年以内に指示を受けた使用者の当該指示に係る車両である場合（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）

2 指示の内容

指示の内容は、過積載運転行為に係る車両の使用の態様に応じて、使用者が講ずべき措置をできるだけ具体的に示すように努めるものとする。

なお、指示の具体例は、別表第２の過積載行為に係る指示の具体例のとおりである。

3 指示の方法

指示は、理由を付した指示書を交付して行うものとする。

4 留意事項

(1) 指示に係る過積載運転行為は、当該車両の使用者以外の運転者がしたものに限られること。

(2) 使用者の異同、使用の本拠の位置の異同、使用の態様等について疑義がある場合には、法第75条の２の２第２項の規定による報告又は資料の提出を要求するなど疑問点の解明に努めること。

第４ 過労運転に係る使用者に対する指示の運用基準等

1 指示の運用基準

(1) 法第66条の２第１項に規定する過労運転（法第66条に規定する理由のうち、過労により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転する行為）に係る指示は、当該車両の使用者の業務に関して過労運転が行われた場合において、次のアからオのいずれかの要件に該当し、かつ、

○ 当該車両の運転者に対して過労運転を防止するための指導・監督又は交通安全教育が適切に行われていない。

○ 当該車両による運行について、過労運転が行われていないかどうか的確に把握されていない。

- 当該車両に係る運行計画が過労運転の防止に留意したものとなっていない。
- 当該車両に係る運送に関する契約が過労運転の防止に十分に留意したものとなっていない。
- 当該車両の運転者に対して運行前の点呼等により過労運転となるおそれのある状態で車両を運転させないようにするための措置が的確に行われていない。

など当該使用者が当該車両につき過労運転を防止するために必要な運行の管理を行っているとは認められないときに限り行うものとする。

ア 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両について、当該車両の使用者の業務に関し過去1年以内に1回以上の過労運転が行われた場合における当該使用者であるとき。

イ 車両の使用者等が、当該運転者に対して、当該車両の使用者の業務に関して過労運転をすることを命じ、若しくは当該運転者が当該車両の使用者の業務に関して過労運転をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合

ウ 車両の使用者等が、当該運転者に対して、当該車両の使用者の業務に関して過労運転をすることを誘発するような行為をしていた場合

エ 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に過労運転に係る指示を受けた者である場合

オ 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（過労運転に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過労運転に係るものに限る。）を受けた者である場合

(2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

ア (1)のアからオまでのいずれかに該当することとなる過労運転について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなる場合

イ (1)のアからオまでのいずれかに該当することとなる過労運転に係る車両が、過去1年以内に指示を受けた使用者の当該指示に係る車両である場合（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）

(3) 法第66条の2第1項に規定する「当該車両の使用者の業務に関し」とは、法第75条第1項と同様に、使用者の業務と関係なく車両が使用されて

いた場合を除くという意味である。したがって、当該車両の使用者以外の者が、たまたま私用でその自動車を使用し、過労運転を行った場合等は指示の対象とならない。

なお、交通事故に関して業務上過失致死傷罪を問う場合の「業務」とは運転者の運転行為を「業務」とするものであるのに対し、法第66条の2第1項の「業務」とは使用者の企業活動を「業務」とするものである。

- (4) 法第66条の2第1項の「過労」とは、精神又は身体が正常な運転ができない程度に疲労していることであり、法第66条第1項の「過労」と同様のものである。

なお、過労の判断については、睡眠時間、仕事の質、量等を考慮して個々具体的に判断すること。

2 指示の内容

指示の内容は、過労運転に係る車両の使用の態様に応じて、使用者が講ずべき措置をできるだけ具体的に示すように努めるものとする。

なお、指示の具体例は、別表第3の過労運転に係る指示の具体例のとおりである。

3 指示の方法

指示は、理由を付した指示書を交付して行うものとする。

4 留意事項

- (1) 指示に係る過労運転は、当該車両の使用者以外の運転者がしたものに限られること。
- (2) 指示に係る過労運転は、当該車両の使用者の業務に関して行われたものに限られること。
- (3) 使用者の異同、使用の本拠の位置の異同、使用の態様等について疑義がある場合には、法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出を要求するなど疑問点の解明に努めること。

第5 指示に係る使用制限の処分量定の細目基準

1 処分量定の基準

令第26条の7に規定する指示に係る使用制限の処分基準に該当することとなった自動車の使用者に対する使用制限の処分期間の具体的量定は、累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別表第4の処分量定の基準に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。

2 点数の付与

- (1) 点数の付与は、当該指示に係る自動車ごとに行われ、当該自動車ごとに累計点数の計算を行うものである。

- (2) 点数の付与は、当該自動車の使用者と運転者が異なる場合に行うものとする。
- (3) 点数の付与は、最高速度違反行為及び過労運転にあつては当該車両の使用上の業務に関して行われた場合、過積載運転行為にあつては当該過積載運転行為に係る自動車について措置命令がされた場合に限り行うものとする。

3 前歴の回数

- (1) 前歴の回数は、自動車の使用者の属性であり、自動車の使用者が同一の使用の本拠の位置において使用し、又は使用したことのある全ての自動車に係る前歴の回数を考慮すべきものとする。
- (2) 前歴の回数が「1回」又は「2回以上」である使用者に係る令第26条の7に定める使用制限の処分の要件を満たすこととなるのは、前歴の回数が「1回」又は「2回以上」である状態の下において、累計点数が令第26条の7第1項の表2の下欄に定める点数以上の点数に該当することとなる場合である。別表第4に定める前歴の回数が「1回」、「2回」又は「3回以上」に該当することとなる場合についても、同様である。
- (3) 前歴の回数は、過去1年以内における下命・容認に係る使用制限（当該違反行為と同一の区分の違反行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（当該違反行為と同一の区分の違反行為に係るものに限る。）の始期の回数を計算するものとする。

例えば、最高速度違反行為について下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限を受けた使用者が、これに従わずに当該自動車を使用し、当該自動車について最高速度違反行為が行われた場合には、当該使用制限を受けたことは、前歴の回数の計算に入れること。

また、例えば、最高速度違反行為について下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限を受けた使用者が、これに従わずに当該自動車を使用し、当該自動車について過積載運転行為が行われた場合には、当該使用制限を受けたことは、前歴の回数の計算に含まれないこととなる。

4 期間の計算

- (1) 指示に係る使用制限の処分期間は、当該処分が行われた日から起算し、期間の末日の終了をもって満了するものとする。
- (2) 令第26条の7第1項の表2の備考中「過去1年以内」の期間の計算は、当該指示に係る使用制限の対象となる違反行為が行われた日を起算日として計算するものとする。

なお、1年は、365日とするものとする。

- (3) この基準に従って量定した日数が、令第26条の7第1項の表3に定める期間を超える場合は、同表に定める期間を指示に係る使用制限の処分期間とするものとする。

5 処分の軽減

次に掲げる事情がある場合であって、当該自動車の使用の本拠における自動車の運行管理に顕著な改善があると認められるときは、当該処分期間の2分の1を超えない範囲で処分期間を短縮することにより処분을軽減することができるものとする。

なお、処分の軽減を行う場合は、違反行為の内容及び被処分者に自動車をを使用させることの危険性を慎重に検討した上で、社会的に相当と認められる範囲内で処분을軽減することとし、同一条件にある被処分者に対して不公平な取扱いにならないこと等について配慮すること。

- (1) 当該処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められる場合
- (2) 下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限の前歴の回数がなく、かつ、被処分者の使用する自動車の台数が少ないため、事業活動に著しい支障を生じるおそれがあると認められる場合
- (3) その他情状酌量すべき事情がある場合

6 処分が競合する場合等における取扱い

別添1の「道路交通法第75条第2項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準」のとおりとする。

別表第1（第2関係）

最高速度違反行為に係る指示の具体例

1	最高速度違反行為となるような運転が行われることのないよう、目的地までの主な地点間の距離、走行時間、走行速度等について運転者に対する指導又は助言をあらかじめ行うべきこと。
2	運転者その他の従業員に対して最高速度違反行為を防止するために必要な指導・監督又は交通安全教育を行うべきこと。
3	車両に最高速度違反行為を行わない旨を記載した標章を取り付けるなどの方法により運転者の遵法意識の醸成に努めるべきこと。
4	最高速度違反を伴う運行が行われていないかどうかを運行記録計による記録、運転日誌の確認等により把握すべきこと。
5	運転経路の交通状況等を的確に把握し、最高速度違反行為の防止に留意した運行計画を作成すべきこと。
6	運送に関する契約を結ぶに際しては、使用車両台数及び運転者数を勘案し、最高速度違反行為の防止に留意すべきこと。
7	利用する有料道路の通行料金を運転者に支給するとともに、実際に当該道路を利用したかどうかを確認すべきこと。
8	速度制限装置の取外し等最高速度違反行為を容易にするような改造をした車両を使用しないこと。

別表第2（第3関係）

過積載行為に係る指示の具体例

1	車両の運転者に運転させる場合にあらかじめ車両の積載物の重量を確認することを運転者に指導し、又は助言すること。
2	過積載となるような運送契約を引き受けないこと。
3	過積載による運行が前提となるような運行計画を作成しないこと。
4	運転者その他の従業員に対して、積載に関する法令の教育を行うこと。
5	産業廃棄物輸送用車両等の目的外使用を行わないこと。
6	さし枠等の不正改造をした車両を使用しないこと。
7	荷主又は荷受人に対し、積載物の重量証明となる書面を発行するよう協力要請すること。
8	積載の状況の記録を作成し、保管すること（自動車の使用者が荷送人である場合）。
9	出荷時に重量を確認すること。
10	積載物の重量証明となる書面を発行し、運転者に携帯させること。
11	積荷を購入し、又は売却するときに過積載となるような売買契約を結ばないこと。

別表第3（第4関係）

過労運転に係る指示の具体例

1	過労運転となるような運転が行われないよう、休憩場所、休憩時間等について運転者に対する指導又は助言をあらかじめ行うべきこと。
2	運転者その他の従業員に対して過労運転を防止するために必要な指導・監督又は交通安全教育を行うべきこと。
3	過労運転を伴う運転が行われていないかどうかを運行記録計による記録、運転日誌の確認等により把握すべきこと。
4	運行前の点呼を徹底すること等により過労運転となるおそれのある状態で運転者に車両を運転させないこと。
5	運転者を長距離又は夜間の運転に従事させる場合であって疲労により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ交替運転者を配置し、又は休憩時間を必要に応じ確保するよう運転者に対し指示を行うなどの措置を講ずること。
6	あらかじめ経路途中の休憩時間、休憩場所等を定めるなど、過労運転の防止に留意した運行計画を作成すべきこと。
7	運送に関する契約を結ぶときは、使用車両台数及び運転者数を勘案し、過労運転の防止に留意すべきこと。
8	利用する有料道路の通行料金を運転者に支給するとともに、実際に当該道路を利用したかどうかを確認すべきこと。

別表第 4（第 5 関係）

処分量定の基準

前歴の 回数	累積点数				
	車 種	2 点又は 3 点	4 点又は 5 点	6 点から 8 点まで	9 点以上
なし	大型車等			30 日	45 日
	普 通 車			20 日	30 日
	二輪車等			10 日	15 日
1 回	大型車等		30 日	45 日	60 日
	普 通 車		20 日	30 日	40 日
	二輪車等		10 日	25 日	20 日
2 回	大型車等	30 日	45 日	60 日	75 日
	普 通 車	20 日	30 日	40 日	50 日
	二輪車等	10 日	15 日	20 日	25 日
3 回 以上	大型車等	45 日	60 日	75 日	90 日
	普 通 車	30 日	40 日	50 日	60 日
	二輪車等	15 日	20 日	25 日	30 日

- 注 1 「大型車等」とは、大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引^{けん}車をいう。
- 2 「普通車」とは、普通自動車をいう。
- 3 「二輪車等」とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車をいう。

別添 3

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正に伴う交通指導取締り上の留意事項等

第1 交通指導取締り上の留意事項

1 業者の責任追及

自動車運転代行業者の業務に関して行われる最高速度違反、違法駐停車、過労運転等の道路交通法令違反行為については、運転者の検挙のみに終わることなく、下命・容認事件の検挙、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。）の規定による指示若しくは営業停止又は運転代行業法による読替え後の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の規定による指示若しくは使用制限の活用により、自動車運転代行業者の責任追及を的確に行うこと。

2 違反認知時の報告

交通指導取締りを通じて、自動車運転代行業者の業務に関して行われた最高速度違反、違法駐停車、過労運転行為等の道路交通法違反行為及び運転代行業法違反行為を検挙（認知）した場合は、「道路交通法の規定に基づく自動車の使用者又は自動車運転代行業者に対する自動車の使用制限及び指示並びに当該指示に係る自動車の使用制限に関する事務処理要綱の制定について（通達甲）」（平成28年4月26日交指発第113号。以下「事務処理要綱」という。）の別記2の別記第6号様式の自動車運転代行業者の業務に関して行われた交通違反登録票により、交通指導課に報告すること。また、自動車運転代行業者の業務に関して行われた違法駐車行為に係る放置違反金納付命令を行う場合は、交通指導課において、「放置違反金納付命令に係る事務処理要領の制定について（通達甲）」（平成28年4月26日交指発第109号）の別記第6号様式の放置違反金納付命令登録票を、当該納付命令を取り消した場合は、別記第7号様式の放置違反金納付命令取消登録票を作成して整理すること。

なお、当該自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を他の都道府県公安委員会が管轄する場合には、当該都道府県公安委員会の業務主管課に対して、上記の登録票を確実に送付すること。

3 指示及び営業停止処分の適切な運用

自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、運転代行業法若しくは同法に基づく命令の規定に違反したこと、運転代行業務に関し読替え後の法第75条第1項（第5号及び第6号を除く。）の規定に違反したこと、読替え後の法第75条第1項第7号に掲げる行為をしたこと等を交通指導課又は署交通課において認知した場合（違法駐車行為に係る放置違反金納付命令を行い、

又は取り消した場合を含む。)は、当該事案の内容を、交通企画課に通報するなど、運転代行業法第22条第1項若しくは第25条第2項第1号の規定による指示又は同法第23条第1項若しくは第25条第2項第2号の規定による営業停止処分が適切に行えるよう配慮すること。

4 未認定業者把握時の留意事項

交通指導課又は署交通課において、運転代行業法第4条の認定を受けずに自動車運転代行業を営んでいる業者を把握した場合は、交通企画課に通報を行い、適切な対応が行えるよう配慮すること。

また、未認定業者が代行運転役務を提供している代行運転自動車については、当該業者を代行運転自動車の使用者とみなして、下命・容認の禁止規定である法第75条第1項（第5号及び第6号を除く。）等の規定が適用されることに留意すること。

第2 読替え後の法第22条の2第1項等の規定による指示の運用基準について

1 本基準の適用について

ここに示す基準は、読替え後の法第22条の2第1項、第58条の4及び第66条の2第1項の規定による指示について適用するものとする。

これらの指示は、自動車運転代行業者の業務に関して最高速度違反行為等が行われた場合に行うものであるが、自動車運転代行業者の業務は、「運転代行業務」と「その他の業務」とに分けることができる。

2 「運転代行業務」に関し行われた違反に係る指示について

(1) 用語の定義等

この基準における用語の意義は、次のとおりとする。

ア 運転代行業務

代行運転自動車又は随伴用自動車を運転する業務をいう（運転代行業法第2条第4項）。

イ 代行運転自動車

自動車運転代行業を営む者による代行運転役務の対象となっている自動車をいう（運転代行業法第2条第6項）。

ウ 随伴用自動車

自動車運転代行業の用に供される自動車のうち、代行運転自動車の随伴に用いられるものをいう（同法第2条第7項）。

随伴用自動車については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号）第2条の規定により、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による自動車登録番号若しくは車両番号又は地方税法（昭和25年法律第226号）第446条第3項に規定する標

識の番号（これらが存しない場合は、車台番号）を運転代行業法第5条第1項の申請書に記載する義務があるほか、変更のあった場合は、同法第8条の規定により、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出書を提出しなければならないこととされている。

また、随伴用自動車については、運転代行業法第17条の規定により、国土交通省令の定めるところによって、表示等を行わなければならないこととされている。このため、随伴用自動車であるかどうかの確認については、通常、外観上から判断し得ると思われる。ただし、随伴用自動車としての届出がなされ、国土交通省令で定める表示等がされた自動車であっても、一般の営業活動等に用いられている場合は、当該自動車は、運転代行業法第2条第7項にいう「随伴用自動車」には該当せず、当該活動中に行われた違反行為は、「運転代行業務に関し」行われたものではないと解される。

具体的には、代行運転自動車に随伴して運行する場合のほか、

- 顧客を目的地まで送り届けた後、営業所まで戻る行為
- 顧客から依頼を受けて、顧客のいる場所まで運転していく行為
- 繁華街等に駐停車して客待ちをする行為

などに伴って行われた違反行為は、「運転代行業務に関し」行われた違反行為となる一方、

- 随伴用自動車を使って社長を送迎する行為
- 随伴用自動車を使って自社の宣伝ビラを頒布する行為

などに伴って行われた違反行為は、「運転代行業務に関し」行われた違反行為ではないと解される。

したがって、外観上随伴用自動車である自動車が、顧客車に随伴することなく運行している事案について、取締り又は放置違反金納付命令を行う場合は、運転者、使用者等から運行目的について聴取するなどし、「運転代行業務中」かどうかを明らかにすること。

なお、随伴用自動車としての外観を有さない自動車であっても、現実には代行運転自動車の随伴に用いられていれば、当該自動車は随伴用自動車に該当し、当該自動車を運転する業務は「運転代行業務」に該当することとなる。

(2) 指示の対象等

ア 運転代行業務に関し行われた違反行為について、読替え後の法による指示の対象となるのは、次のとおりである。

(ア) 最高速度違反行為

代行運転自動車又は随伴用自動車の運転者が最高速度違反行為をした場合において、当該最高速度違反行為に係る車両につき自動車運転代行業者が最高速度違反行為を防止するため必要な運行の管理を行っているとは認められないとき（読替え後の法第22条の2第1項）。

(イ) 過積載行為

随伴用自動車につき法第58条の3第1項又は第2項の規定による命令（過積載車両に係る措置命令）がされた場合において、当該命令に係る随伴用自動車につき自動車運転代行業者が当該車両に係る過積載を防止するため必要な運行の管理を行っているとは認められないとき（読替え後の法第58条の4）。

(ウ) 過労運転行為

代行運転自動車又は随伴用自動車の運転者が過労運転をした場合において、当該過労運転に係る車両につき自動車運転代行業者が過労運転を防止するため必要な運行の管理を行っているとは認められないとき（読替え後の法第66条の2第1項）。

イ 指示に係る使用制限の対象

アの(ア)又は(ウ)の指示が行われた後、当該指示に係る違反行為が行われたとしても、読替え後の法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限の対象とはならない。アの(イ)の指示が行われた後、当該指示に係る違反行為が行われた場合は、読替え後の法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限の対象となる。

自動車運転代行業者が、アの(ア)又は(ウ)の指示に違反した場合において自動車運転代行業の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあるとは認められるときは、運転代行業法第23条第1項等により、政令で定める基準に従い、営業の停止が命じられることとなる。

ウ 不利益処分に対する聴聞及び弁明の機会の付与

読替え後の法第22条の2第1項、第58条の4又は第66条の2第1項の規定による指示は、行政手続法（平成5年法律第88号）上不利益処分に当たることから、同法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与の手続をとること。

なお、弁明の機会の付与に当たっては、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）に定めるところによるとともに、予想される指示の内容を具体的に示すことにより、不利益処分の内容を明らかにすること。

(3) 指示発出時等の手続

ア 協議

交通指導課長が指示を発出する場合は、交通企画課長と十分な協議を行うものとする。

イ 通知

交通指導課長が指示を発出した場合は、その旨及びその内容を交通企画課長に通知するものとする。

ウ 指示発出後、当該指示を受けた自動車運転代行業者の運転代行業務に関し最高速度違反行為又は過労運転行為が行われた場合は、その旨及びその内容が交通企画課に確実に通知されるようにすること。

(4) 指示の運用基準

ア 最高速度違反行為に係る指示の運用基準

(7) 最高速度違反行為に係る指示は、運転代行業務に関し最高速度違反行為が行われた場合において、次の a から f までのいずれかの要件に該当し、かつ、

- 当該自動車の運転者に対して最高速度違反行為を防止するための指導・監督又は交通安全教育が適切に行われていない。
- 当該自動車による運行について、最高速度違反行為が行われていないかどうか的確に把握されていない。
- 顧客から運転代行の依頼を受けた際の配車指示等が、最高速度違反行為の防止に留意したものとなっていない。

など当該自動車運転代行業者が当該自動車につき最高速度違反行為を防止するために必要な運行の管理を行っているとは認められないときに限り行うものとする。

- a 自動車運転代行業者が、その業務に関して使用する車両について、過去 1 年以内に 2 回以上の最高速度違反行為が行われていた場合
- b 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、当該運転者に対して、当該自動車運転代行業者の業務に関して当該最高速度違反行為をすることを命じ、若しくは当該運転者が当該自動車運転代行業者の業務に関して最高速度違反行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合
- c 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、当該運転者に対して、当該自動車運転代行業者の業務に関して最高速度違反行為をすることを誘発するような行為をしていた場合
- d 自動車運転代行業者が、その業務に関して使用する車両の運転について、過去 1 年以内に最高速度違反行為に係る指示（運転代行業

務中の最高速度違反行為に係る指示を除く。)を受けた者である場合

e 自動車運転代行業者が、その業務に関して使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限(最高速度違反行為に係るものに限る。)又は指示に係る使用制限(最高速度違反行為に係るものに限る。)を受けた者である場合

f 自動車運転代行業者が過去1年以内に、最高速度違反行為に係る指示に違反したとして、運転代行業法第23条第1項等の規定により営業の停止を命令された者である場合

(イ) (7)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

a (7)のaからfまでのいずれかに該当することとなる最速度違反行為について、運転代行業法第22条第1項等の規定による指示又は同法第23条第1項等の規定による営業停止命令を行うこととなる場合

b 指示の対象となるべき自動車運転代行業者が、運転代行業務に関し、過去1年以内に最高速度違反行為に係る指示を受けた者である場合(当該指示が現に効力を有する場合に限る。)

(ウ) 「自動車運転代行業者の業務に関して」とは、自動車運転代行業者の業務と関係なく車両が使用されていた場合を除くという意味であり、「運転代行業務」と「一般営業活動等その他の業務」の双方が含まれる。

例えば、運転代行業務に関し最高速度違反行為が行われた場合、その時点から過去1年以内に、「運転代行業務」に関してか「その他の業務」に関してかを問わず、当該自動車運転代行業者の業務に関して2回以上最高速度違反行為が行われていれば、(7)aにより指示の対象となる。

(エ) 指示の内容

運転代行業務に関し行われた違反について指示を行う場合には、指示に係る自動車を個別に特定することなく、運転代行業務全般に関して、最高速度違反行為を防止するため必要な措置をとることを指示するものとする。

また、当該指示においては、自動車運転代行業者が講ずべき措置をできるだけ明確かつ具体的に示すように努めるものとする。

なお、指示の具体例は、別表第1の最高速度違反行為に係る指示の

具体例のとおりである。

(㉞) 指示の方法

指示は、理由を付した文書を交付して行うものとする。

なお、指示書の様式は、事務処理要綱別記2の別記第12号様式（以下「指示書」という。）による。

(㉟) 留意事項

- a (㉿)から(㉞)までが適用されるのは、運転代行業務に関し行われた最高速度違反行為に係る指示である。運転代行業務以外の自動車運転代行業者の業務に関して行われた最高速度違反行為に係る指示については、3により行うこと。
- b 運転者が自動車運転代行業者である場合においても、その運転代行業務に関し行われた最高速度違反行為は、(㉿)から(㉞)までに定める基準により、指示の対象となること。
- c 指示の内容の確定に当たっては、自動車運転代行業者が最高速度違反行為を防止するために講じている措置の内容等を確認するとともに、必要に応じて、法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出を要求するなどにより疑問点の解明に努め、指示の内容が適正かつ効果的なものとなるように配意すること。

イ 過積載運転行為に係る指示の運用基準

(㉿) 過積載運転行為（法第58条の3第1項に規定する「過積載」をして車両を運転する行為をいう。）に係る指示は、随伴用自動車について過積載運転行為が行われ、当該運転者に法第58条の3第1項又は第2項の規定による命令（以下「措置命令」という。）がされた場合において、次のいずれかに該当しているときに限り行うものとする。

- a 自動車運転代行業者が使用する車両について過去1年以内に1回以上過積載運転行為が行われ、当該車両につき措置命令がされていた場合
- b 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、当該運転者に当該過積載運転行為をすることを命じ、若しくは当該運転者が当該過積載運転行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合
- c 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、当該運転者に当該過積載運転行為をすることを誘発するような行為をしていた場合
- d 自動車運転代行業者が、その使用する車両の運転について、過去

1年以内に過積載運転行為に係る指示を受けた者である場合

- e 自動車運転代行業者が、その使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）を受けた者である場合

(イ) (ア)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

- a (ア)のaからeまでのいずれかに該当することとなる過積載運転行為について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなる場合
- b (ア)のaからeまでのいずれかに該当することとなる過積載運転行為に係る車両が、過去1年以内に過積載運転行為に係る指示を受けた自動車運転代行業者の当該指示に係る車両である場合（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）

(ウ) 指示の内容

指示の内容は、過積載運転行為に係る自動車を特定し、当該自動車の使用の態様に応じて、自動車運転代行業者が講ずべき措置をできるだけ具体的に示すように努めるものとする。

指示の具体例については、別表第2の過積載行為に係る指示の具体例を参照のこと。

(エ) 指示の方法

指示は、理由を付した指示書を交付して行うものとする。

(オ) 留意事項

- a 運転代行業務に関し行われる過積載運転行為のうち、指示の対象となるのは、随伴用自動車を運転する業務に関して行われるものに限られる。運転代行業務以外の業務に関して行われた過積載運転行為に係る指示については、3により行うこと。
- b 運転者が自動車運転代行業者である場合においても、その運転代行業務のうち随伴用自動車を運転する業務に関して行われた過積載運転行為については、(ア)から(エ)までに定める運用基準により指示の対象となること。
- c 指示の内容の確定に当たっては、自動車運転代行業者が過積載運転行為を防止するために講じている措置の内容等を確認するとともに、必要に応じて、法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出を要求するなど疑問点の解明に努めること。

- d 指示発出後 1 年以内に、当該指示に係る車両が過積載運転行為を行った場合は、読替え後の法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限の理由となる。一方、指示に違反しても、運転代行業法による営業停止処分の対象とはならないことに留意すること。

ウ 過労運転に係る指示の運用基準

- (7) 過労運転（法第66条の規定に違反して過労により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転する行為をいう。）に係る指示は、運転代行業務に関し過労運転が行われた場合において、次の a から f までのいずれかの要件に該当し、かつ、

- 当該自動車の運転者に対して過労運転を防止するための指導・監督又は交通安全教育が適切に行われていない。
- 当該自動車による運行について、過労運転が行われていないかどうか的確に把握されていない。
- 当該自動車の運転者に対して運行前の点呼等により過労運転となるおそれのある状態で自動車を運転させないようにするための措置が的確に行われていない。
- 顧客から運転代行の依頼を受けたときの配車指示等が、過労運転の防止に留意したものとなっていない。

など当該自動車運転代行業者が当該自動車につき過労運転を防止するために必要な運行の管理を行っているとは認められないときに限り行うものとする。

- a 自動車運転代行業者が、その業務に関して使用する車両について、過去 1 年以内に 1 回以上の過労運転が行われていた場合
- b 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、当該運転者に対して、当該自動車運転代行業者の業務に関して過労運転をすることを命じ、若しくは当該運転者が当該自動車運転代行業者の業務に関して過労運転をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合
- c 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、当該運転者に対して、当該自動車運転代行業者の業務に関して過労運転をすることを誘発するような行為をしていた場合
- d 自動車運転代行業者が、その業務に関して使用する車両の運転について、過去 1 年以内に過労運転に係る指示（運転代行業務に関し行われた違反に係る指示を除く。）を受けた者である場合
- e 自動車運転代行業者が、その業務に関して使用する車両の運転に

ついて、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（過労運転に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過労運転に係るものに限る。）を受けた者である場合

f 自動車運転代行業者が、過去1年以内に、過労運転に係る指示に違反したとして、運転代行業法第23条第1項等の規定により営業の停止を命令された者である場合

(イ) (7)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

a (7)のaからfまでのいずれかに該当することとなる過労運転について、運転代行業法第22条第1項等の規定による指示又は同法第23条第1項等の規定による営業停止命令を行うこととなる場合

b 指示の対象となるべき自動車運転代行業者が、運転代行業務に関し、過去1年以内に過労運転に係る指示を受けた者である場合（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）

(ウ) 「自動車運転代行業者の業務に関し」とは、自動車運転代行業者の業務と関係なく車両が使用されていた場合を除くという意味であり、「運転代行業務」と「一般営業活動等その他の業務」の双方が含まれる。

例えば、運転代行業務に関し過労運転が行われた場合、その時点から過去1年以内に、「運転代行業務」に関してか「その他の業務」に関してかを問わず、当該自動車運転代行業者の業務に関して1回以上過労運転行為が行われていれば、(7)aにより指示の対象となる。

(エ) 指示の内容

運転代行業務に関し行われた違反に係る指示を行う場合には、指示に係る自動車を特定することなく、運転代行業務全般に関して、過労運転を防止するため必要な措置をとることを指示するものとする。

また、当該指示においては、自動車運転代行業者が講ずべき措置をできるだけ明確かつ具体的に示すように努めるものとする。

なお、指示の具体例は、別表第3の過労運転行為に係る指示の具体例のとおりである。

(オ) 指示の方法

指示は、理由を付した指示書を交付して行うものとする。

(カ) 留意事項

a (7)から(オ)までが適用されるのは、運転代行業務に関し行われた過労運転に係る指示である。運転代行業務以外の自動車運転代行業

者の業務に関して行われた過労運転に係る指示については、下記 3 により行うこと。

b 運転者が自動車運転代行業者である場合においても、その運転代行業務に関し行われた過労運転は、(ア)から(カ)までに定める基準により、指示の対象となること。

c 指示の内容の確定に当たっては、自動車運転代行業者が過労運転を防止するために講じている措置の内容等を確認するとともに、必要に応じて、法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出を要求するなどにより疑問点の解明に努め、指示の内容が適正かつ効果的なものとなるように配慮すること。

3 「その他の業務」に関して行われた違反に係る指示について

自動車運転代行業者の業務のうち、運転代行業務以外のものに関して行われた最高速度違反行為、過積載運転行為又は過労運転に係る読替え後の法第22条の2第1項、第58条の4又は第66条の2第1項の規定による指示については、運転者が自動車運転代行業者以外の者である場合にのみ、別添2の「最高速度違反行為等に係る指示の運用基準及び当該指示に係る自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準」に定める基準を必要な読替えを行った上で、適用して行うものとする。

第3 読替え後の法第75条第2項並びに第75条の2第1項及び第2項の規定による自動車等の使用制限の運用及び処分量定の細目基準について

1 読替え後の法第75条第2項の規定による自動車の使用制限の運用及び処分量定の細目基準について

(1) 自動車運転代行業者が使用する自動車について、読替え後の法第75条第2項の規定による自動車の使用制限の対象となるのは、自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、その自動車運転代行業務の業務に関し、自動車の運転者に対して、無免許運転、最高速度違反行為、酒気帯び運転、過労運転、無資格運転、過積載運転行為若しくは駐停車違反行為を行うことを下命し、又はこれらの行為を容認した場合で、随伴用自動車の運転者が無資格運転若しくは過積載運転行為をしたとき又は随伴用自動車以外の運転代行業務の用に供される自動車の運転者が無免許運転、最高速度違反行為、酒気帯び運転、過労運転、無資格運転、過積載運転行為若しくは放置行為をしたときである。

(2) 代行運転自動車及び随伴用自動車については、自動車運転代行業者が、その運転者に対して、無免許運転、最高速度違反行為、酒気帯び運転、過労運転若しくは駐停車違反行為を行うことを下命し、又はこれらの行為を

容認した場合でも、使用制限の対象とはならない。ただし、読替え後の法第117条の2第1項2号等の規定による処罰の対象となるほか、運転代行業法第22条第1項等の規定による指示の対象となるので留意すること。

- (3) 読替え後の法第75条第2項の規定により使用制限を命ずるのは、自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会である。
- (4) (1)から(3)までのほか、読替え後の法第75条第2項の規定による使用制限の運用及び処分量定の基準については、別添1の「道路交通法第75条第2項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準」によること。

2 読替え後の法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限の運用及び処分量定の細目基準について

- (1) 自動車運転代行業者が使用する自動車について、読替え後の法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限の対象となるのは、公安委員会が自動車運転代行業者に対し、読替え後の法第22条の2第1項、第58条の4又は第66条の2第1項の規定による指示をした場合において、当該指示に係る当該自動車の運転者が、指示を受けた後1年以内に当該指示に係る違反行為と同種の違反行為を行ったときであるが、代行運転自動車又は随伴用自動車が最高速度違反行為又は過労運転を行った場合は、適用対象外とされている。したがって、適用対象となるのは、随伴用自動車について、過積載運転行為に係る指示の後1年以内に過積載運転行為が行われた場合又は随伴用自動車以外の自動車運転代行業の用に供される自動車について指示が行われた後1年以内に当該指示に係る違反行為と同種の違反行為が行われた場合に限られることになる。

自動車運転代行業者が、運転代行業務に関し読替え後の法第22条の2第1項又は第66条の2第1項の規定による指示に違反した場合には、運転代行業法第23条第1項等の規定による営業停止命令の対象となる。

- (2) 読替え後の法第75条の2第1項の規定による使用制限を命ずるのは、自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会である。
- (3) (1)及び(2)のほか、読替え後の法第75条の2第1項の規定による使用制限の運用及び処分量定の基準については、別添2の「最高速度違反行為等に係る指示の運用基準及び当該指示に係る自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準」によること。

3 読替え後の法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限の運用及び処分量定の細目基準について

- (1) 自動車運転代行業者が使用する車両について、読替え後の法第75条の2

第2項の規定による車両の使用制限の対象となるのは、読替え後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第26条の8の規定により、公安委員会が道路交通法第51条の4第1項の規定により標章が取り付けられた車両の使用主である自動車運転代行業者に対し納付命令をした場合において、当該自動車運転代行業者が、当該標章が取り付けられた日前6月以内に、一定の回数以上、当該車両が原因となった納付命令を受けたことがあるときであるが、代行運転自動車又は随伴用自動車は適用対象外とされている。したがって、適用対象となるのは、その他の自動車運転代行業の用に供される車両に限られる。

- (2) 読替え後の法第75条の2第2項の規定による使用制限を命ずるのは、自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会である。
- (3) (1)又は(2)のほか、読替え後の法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令に係る処分基準該当性判断に当たっての留意事項及び処分量定の細目基準並びに事務処理要領については、「放置違反金納付命令に基づく車両の使用制限命令実施要領の制定について（通達甲）」（平成28年4月26日交指発第110号）及び「自動車運転代行業者に対する放置違反金納付命令に基づく車両の使用制限命令実施要領の制定について（通達甲）」（平成28年4月26日交指発第1号）による。

別表第1（第2関係）

最高速度違反行為に係る指示の具体例

1 運転代行業務従事者その他の従業員に対して、最高速度違反行為を防止するために必要な指導・監督又は交通安全教育を行うべきこと。
2 随伴用自動車に最高速度違反行為を行わない旨を記載した標章を取り付けるなどの方法により、運転代行業務従事者の遵法意識の醸成に努めるべきこと。
3 最高速度違反を伴う運転が行われていないかどうかを、運転日誌の確認等により把握すべきこと。
4 顧客から運転代行の依頼を受けるときは、運転代行業務従事者の稼働状況等を勘案し、最高速度違反が行われることのないよう配車指示を行うべきこと。

過積載行為に係る指示の具体例

1	運転者に運転させる場合にあらかじめ積載物の重量を確認することを運転者に指導し、又は助言すること。
2	過積載による運行が前提となるような運行計画を作成しないこと。
3	運転者その他の従業員に対して、積載に関する法令の教育を行うこと。
4	さし柰等の不正改造をした自動車を使用しないこと。
5	積載の状況の記録を作成し、保管すること。
6	積載物の重量証明となる書面を発行し、運転者に携帯させること。

過労運転行為に係る指示の具体例

1 運転代行業務従事者その他の従業員に対して、過労運転を防止するために必要な指導・監督又は交通安全教育を行うべきこと。
2 過労運転となるような運転が行われることがないよう、休憩場所、休憩時間等について、運転者に対する指導又は助言をあらかじめ行うべきこと。
3 過労運転を伴う運転が行われていないかどうかを、運転日誌の確認等により把握すべきこと。
4 運転前の点呼を徹底すること等により、過労運転となるおそれのある状態で運転代行業務従事者に車両を運転させないこと。
5 顧客から運転代行の依頼を受けるときは、運転代行業務従事者の稼働状況等を勘案し、過労運転が行われることのないよう配車指示を行うべきこと。